

女性活躍推進法に基づく えるぼし認定通知書交付式を開催しました！



右より 社会福祉法人 常陽社会福祉事業団 松元事務局次長、吉田労働局長、
社会福祉法人 常陽社会福祉事業団 馬渡事務局長、内田地域包括支援課長

平成31年3月26日、「えるぼし」認定を受けた、社会福祉法人 常陽社会福祉事業団 事務局長 馬渡様 に認定通知書を交付しました。

(認定段階：2段階目、認定日：平成31年3月5日)

※女性活躍推進法に基づくえるぼし認定とは

女性の活躍推進のための行動計画を策定、策定した旨の届出を行った企業のうち、自社の女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良であり、認定基準を満たした場合に労働局長に申請し、「女性の活躍推進企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

